

鳥取縣公報

縣令

第 參 拾 號

昭和四年七月十二日

金 曜 日

◆鳥取縣令第四十九號

昭和二年十二月鳥取縣令第七十二號原動機取締規則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年七月十二日

鳥取縣知事 久保 豊 四郎

- 第一 條中最大壓力「五磅」トアルヲ「十磅」ニ「一馬力未滿」トアルヲ「三馬力未滿」ニ改ム
- 第二 條本文但書「五馬力未滿」トアルヲ「五馬力以下」ニ改メ油機關及瓦斯機關ヲ削除ス
- 第三 條第十號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ第十一號ヲ第十二號トス
 - 十一 使用職工數
- 第三 條第二項中「五馬力未滿」トアルヲ「五馬力以下」ニ改ム
- 第七 條第一項中「設置、變更、増設、移轉又ハ修繕」トアルヲ「設置、移轉、増設又ハ變更」ニ改ム
- 第七 條第二項ヲ左ノ通改ム
 - 検査ニ合格シタル原動機ニ對シテハ汽罐、汽機ニ在リテハ様式第一號、電動機ニ在リテハ様式第二號、其ノ他ノ原動機ニ在リテハ様式第三號ニ依ル検査證ヲ交付ス
- 第七 條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

- 第七條ノ二 検査證ヲ受ケサル原動機ハ之ヲ使用スルコトヲ得ス
- 第十條第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ
- 四 休止六箇月以上ニ及フトキ
- 第十一條中「知事ノ」トアルヲ「許可ヲ受ケタル官廳ニ願出」ニ改ム
- 第十一條第三項トシテ左ノ一項ヲ加フ
- 第一項ニ依リ認可シタルトキハ認可證(様式第四號)ヲ交付ス
- 第十二條「経歴ヲ有スルモノタルコト」トアルヲ「経歴ヲ有スルモノタルコトヲ要ス」ニ改ム
- 第二十八條中「第七條」ノ次ニ「第七條ノ二」ヲ加フ

様式第一號(用紙厚紙) 縦二七センチメートル
横一八センチメートル

第 號

汽	汽罐種類	場		安全弁種類	汽機種類	汽筒經	公稱馬力
		持主	位置				
検査回数	制限汽壓	検査證有効期限	検査年月日	検査官認印			

罐 汽 機 檢 查 證

考 備	第 回	第 回	第 回	第 回	第 回	第 回
	至自	至自	至自	至自	至自	至自
昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日
	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日

鳥 取 縣

樣式第二號 (用紙厚紙) 縱二六センチメートル 橫一八センチメートル

第 號

昭 和 年 月 日	考 備	第 回	第 回	第 回	第 回	第 回	第 回	檢 查 回 數	種 類	場 持 主	位 置	式	馬 力	數	檢 查 官 認 印	
																昭 和 年 月 日

樣式第三號 (用紙厚紙) 縱二六センチメートル 橫一八センチメートル

第 號

昭 和 年 月 日	考 備	第 回	第 回	第 回	第 回	第 回	第 回	檢 查 回 數	種 類	式	馬 力 又 ハ 壓 力	檢 查 官 認 印

樣式第四號 (用紙厚紙) 縱一八センチメートル 横一三センチメートル

原動機取扱主任者認可證

取扱者氏名 住所 生年月日 認可年月日

備考

昭和	年	月	日	鳥	取	縣	備考

告示

◆鳥取縣告示第百八十一號
昭和四年七月產婆名簿ノ取消訂正並登錄セシ者左ノ如シ
昭和四年七月十二日

鳥取縣知事 久保豊四郎

本籍 鳥取縣氣高郡吉岡村大字吉岡
住所 同上

昭和四年六月二十三日付廢業ニ付名簿取消方出願ニ對シ昭和四年七月三日取消

新住所 鳥取縣東伯郡日下村大字上井二四四番地

昭和四年六月十九日付鳥取縣東伯郡淺津村大字南谷三三番屋敷ヨリ住所移轉ニ依リ名簿訂正方出願ニ對シ昭和四年七月三日訂正

中井より

本籍 鳥取縣米子市西町九九番地
住所 同縣西伯郡日吉津村大字日吉津一〇七番屋敷

昭和四年七月一日
登錄第五四一號

千原光子

明治卅九年九月廿五

彙報

市町村吏員異動

昭和四年七月十日就任

日野郡多里村助役

高橋 瓊三

昭和四年七月十二日印刷
昭和四年七月十二日發行

(定價小口一枚參厘四毛)

發行者
鳥取縣鳥取市東町縣
鳥取縣氣高郡大正村大字古海
松江刑務所鳥取支所